平成２１年（フ）第５７３号
静岡市駿河区下川原２丁目22番10号
破産者　横田　美和
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６４６号
静岡県焼津市本中根813番地の１　大富ハイホーム101号、旧住所静岡県焼津市道原741番地の３
破産者　村松　一茂
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３６９０号
愛知県尾張旭市緑町緑ケ丘100番地14　本地ケ原住宅11―402、開始決定時の住所愛知県尾張旭市東本地ケ原町３丁目101番地６
破産者　齋藤　　修
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６７４号
愛知県愛西市渕高町上八反27番地２
破産者　角谷惠美子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１４９２号
名古屋市中川区長良町１丁目42番地の１
破産者　川島　義弘
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３４０号
愛知県大府市吉川町２丁目272番地、開始決定時の住所愛知県大府市月見町１丁目７番地ロイヤルシャトー大府月見町803号
破産者　長谷川武司
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２６１７号
名古屋市中区新栄２丁目50番９号　市営新栄荘５棟503号
破産者　加藤みちる
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３４８号
大阪市西成区千本北２丁目22番17号、開始決定時の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目９番22号
破産者　大山こと　夫　　一元
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２４２１号
兵庫県明石市大久保町松陰1046番地の３、開始決定時の住所兵庫県宝塚市逆瀬台２丁目７番30―612号
破産者　大西　　隆
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５４７号
大阪市平野区西脇３丁目１番20　コンフォートM603号、開始決定時の住所大阪市平野区西脇１丁目18番27号
破産者　大倉　義幸
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８７４号
大阪府豊中市服部西町２丁目７番25―202号
破産者　川口　繁一
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６１２号
大阪市住吉区我孫子東３丁目11番５―1303号、申立時の住所大阪市住吉区杉本１丁目２番27号
破産者　林　　元三
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１０４号
大阪市北区樋之口町１番30号松永マンション104、住民票上の住所大阪市北区長柄東２丁目１番24―212号
破産者　エルミタージュこと　岡田　陽子
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１６６号
大阪府豊中市南桜塚３丁目２番７号レオパレス109号室、前住所大阪府豊中市北桜塚４―８―３―302
破産者　富永知宏こと　夫　　南杓
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４２９号
大阪府東大阪市横小路町４丁目９―58―208、開始決定時の住所大阪府東大阪市大蓮北４丁目５番32号
破産者　山本金属こと山本新吉こと　鄭　　新吉
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９０９３号
奈良県奈良市学園朝日町１番D―101号
破産者　金子　武夫
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５０２号
大阪市鶴見区茨田大宮２丁目２番54号、前住所大阪市城東区今福南２丁目23番18号
破産者　宮本　孝之
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０００８号
東京都品川区大崎５丁目４番８号　ヴァンドーム五反田305、開始決定時の住所大阪市中央区高津３丁目２番28号　ラパンジール日本橋401
破産者　林田　大到
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部